

昭和十二年三月八日

東京本所業平橋ニ由
全國年中工組合

別記五、全國年中工組合解散理由書!!

創立七十年、労資協調、産業協力も唯の身上に比類なき団体として、生産に従事し來たりたる本組合も昭和十二年一月労資間に於て協約せられたる賃銀協定に端を以し、業下の一大混亂を招き未だ收拾の目算なく従業員は益々激化し、工場は夜閉鎖し、産業は危機に當面す。車の原因は賃銀問題に在るといへども、車今日に及ぶ、益々激化せんとするは、工場主側が持てる団体協約に起因するものにして、單獨協定するも就業し得ず、天即ち生産に従事し得ざるに據り、吾等は打つ現況よりして、産業全体主義の立却点及組合の使用に當り、産業報公生活安定、業下の統制等に本協約の重大障害を以て観取し居るものなり。然も従業員側の素心よりの希望も本協約及組合が存在するが故に達し得ぬ現象を見せしむ。其処に吾等は固き立場を感ず。此の現実よりして混亂状態を日も早く收拾せんが爲に吾等は此処に本組合を解散し組合員は汝の行動に依つて事態の緊急解決に善処せられん事を望む。

指 示

- ① 全中が正式解散の承認を得、且因東年中形決工組合の傘下に統一す事。
- ② 協定成立工場或は成立の確固たる信念を持てる工場は即日就業の上休業中の全中、紛争經費一留に於いて交渉を同院す。此の協定未成立工場は職場單獨の要求書も提出の上、甲武田を設置、抗争を續けしむ理由とする。
- ③ 全中を解散し、上は改めて日本労働組合同盟創立準備会を構へんとす。そのうち全中、國の同様の意見も聞か。

昭和十二年三月十四日

東京本所業平橋ニ由
全國年中工組合

以上、

労秘第四五一號

昭和十二年三月三日

警視總監 横山助成

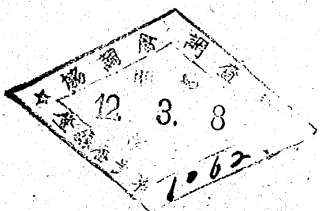
カニ

内務大臣 河原田綠吉 殿
社 會 局 長 官 殿
各 府 縣 知 事 殿

京報大臣被察外、受領、静瀬、増玉

全國年中工組合關係工場ノ労働紛争議ニ関係スル件

(追 報)



標記組合關係工場ノ労働紛争議發生並ニ解決ニ関シテ八本年二月二十七日附労秘第四二八號ヲ以テ、申(痛)報ノ通りナルが當時工場ノ特殊事情(賃上問題)以テ、感清の潤邊、解決問題等、在ニ依り解決セザリシ